

Disclosure Report 2020

令和2年3月期 情報開示書



【はじめに】

本書は、日本商品先物取引協会の「ディスクロージャー項目記載要領」に基づき、令和2年3月期（平成31年4月～令和2年3月）における当社の会社概況、営業の状況及び経理の状況について記載したものです。

1. 会社の概況

① 商号、許可年月日等

商号	株式会社 コムテックス
代表者名	代表取締役社長 有馬 誠 吾
所在地	大阪市西区阿波座1丁目10番14号
電話番号	06-6543-2118(代)
許可年月日	平成28年12月21日
加入協会名	日本商品先物取引協会 日本商品委託者保護基金

会社の沿革

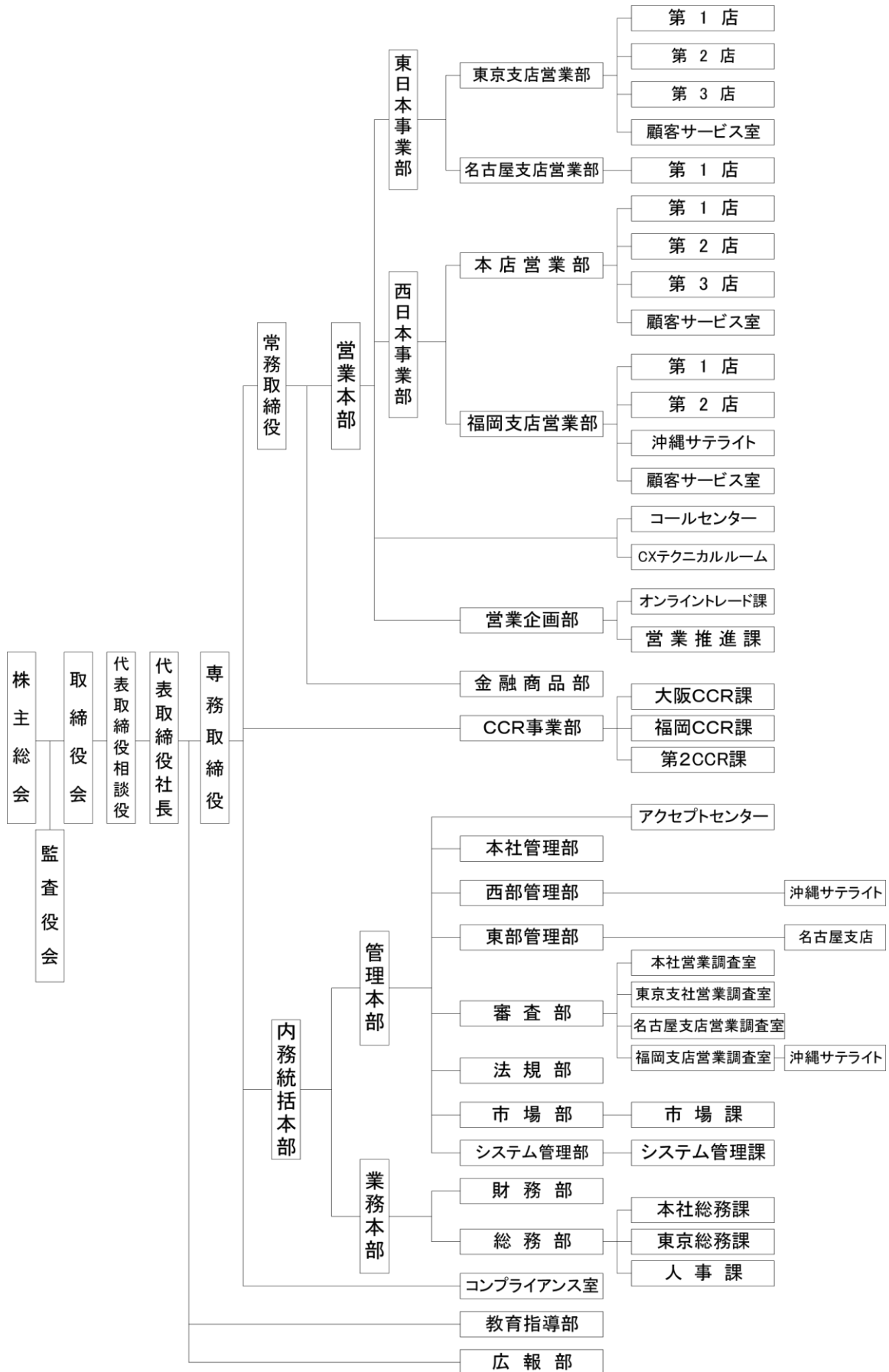
年 月	事 項
昭和30年 4月	大阪市西区にて、資本金150万円で商品仲買人(現 商品先物取引業者)株式会社山三商会を設立。大阪穀物取引所(現 大阪堂島商品取引所)に商品仲買人として登録する。
昭和46年 1月	昭和42年の商品取引所法改正による商品仲買人登録制から商品取引員許可制への変更に伴い、農林水産大臣より商品取引員の許可を受ける。
昭和52年 7月	昭和50年の商品取引所法改正により商品取引員の許可の更新制度が導入され、農林水産大臣より商品取引員の許可の更新を受ける。
昭和60年 6月	東京穀物商品取引所農産物市場の商品取引員として許可を受ける。
昭和60年 9月	東京都中央区に東京支店(現:東京支社)を開設する。
昭和61年 2月	大阪繊維取引所(中部大阪商品取引所)綿糸市場の商品取引員として許可を受ける。
昭和61年11月	東京砂糖取引所(東京穀物商品取引所)砂糖市場の商品取引員として許可を受ける。
昭和62年 6月	神戸ゴム取引所(中部大阪商品取引所)ゴム市場の商品取引員として許可を受ける。
昭和62年 6月	東京工業品取引所(現 東京商品取引所)貴金属市場の商品取引員として許可を受ける。
昭和63年 6月	大阪繊維取引所(中部大阪商品取引所)毛糸市場の商品取引員として許可を受ける。
平成 3年 9月	東京工業品取引所(現 東京商品取引所)ゴム市場の商品取引員として許可を受ける。
平成 7年 1月	神戸ゴム取引所(中部大阪商品取引所)天然ゴム指数市場の商品取引員として許可を受ける。
平成 7年 5月	関門商品取引所(現 大阪堂島商品取引所)農産物市場の商品取引員として許可を受ける。
平成 7年 6月	福岡市博多区に福岡支店を開設する。
平成 7年11月	『株式会社コムテックス』へと商号変更を行う。
平成 9年 3月	資本金を12億4,500万円に増資。
平成 9年 4月	東京工業品取引所(現東京商品取引所)アルミニウム市場の商品取引員として許可を受ける。
平成 9年10月	大阪商品取引所(中部大阪商品取引所)アルミニウム市場の商品取引員として許可を受ける。
平成10年 1月	「商品投資に係る事業の規制に関する法律」に基づき、大蔵大臣、農林水産大臣及び通商産業大臣より商品投資販売業者協議法人としての許可を受ける。
平成10年 7月	関西商品取引所(現 大阪堂島商品取引所)農産物・飼料指数市場の商品取引員として許可を受ける。
平成10年10月	インターネット取引(現在サービス名:トレードワン)の提供を開始する。

年 月	事 項
平成11年 6月	東京工業品取引所(現 東京商品取引所)石油市場の商品取引員として許可を受ける。
平成12年 3月	大阪商品取引所(中部大阪商品取引所)糸糸市場廃止に伴い、同市場の受託業務を廃止する。
平成13年 1月	大阪商品取引所(中部大阪商品取引所)綿糸市場の受託業務を廃止する。
平成13年 8月	中部商品取引所(中部大阪商品取引所)石油市場の商品取引員として許可を受ける。
平成14年 6月	関西商品取引所(現 大阪堂島商品取引所)水産物市場の商品取引員として許可を受ける。
平成14年 8月	大阪商品取引所(中部大阪商品取引所)ニッケル市場の商品取引員として許可を受ける。
平成17年 3月	農林水産大臣および経済産業大臣より改正商品取引所法に基づく商品取引受託業務の許可を取得する。
平成17年 4月	クリアリングハウス制度の導入に伴い、株式会社日本商品清算機構の清算資格を取得する。
平成17年 5月	委託者保護会員制法人日本商品委託者保護基金に加入する。
平成17年 9月	資本金を15億円に増資。
平成19年 9月	金融商品取引所法施行に伴い、第二種金融商品取引業のみなし登録通知を受ける。
平成20年12月	中部大阪商品取引所の全加入市場の受託業務を廃止、脱退する。
平成22年 3月	東京工業品取引所(現 東京商品取引所)の日経・東工取商品指数市場開設に伴い、受託取引参加者資格を取得する。
平成22年10月	福岡支店のサテライト店として、沖縄県浦添市に沖縄サテライトを開設する。
平成22年10月	東京工業品取引所(現 東京商品取引所)の中京石油市場開設に伴い、受託取引参加者資格を取得する。
平成23年 1月	農林水産大臣および経済産業大臣より改正商品取引所法に基づく商品先物取引業の許可を取得する。
平成23年 3月	資本金を15億5千万円に増資。
平成23年 6月	金融商品仲介業の登録を受け、同業務を開始する。
平成23年 7月	東京支社営業部のサテライト店として、名古屋市中区栄に名古屋サテライト(現:名古屋支店)を開設する。
平成24年12月	スマートフォン用インターネット取引アプリ「トレードワン・スマート」をリリース。
平成25年 1月	東京工業品取引所(現 東京商品取引所)の日経・東工取商品指数市場廃止に伴い、同市場の受託業務を廃止する。
平成25年 2月	東京商品取引所の農産物・砂糖市場開設に伴い、受託取引参加者資格を取得する。
平成25年 2月	第二種金融商品取引業(商品投資販売業)を廃止する。
平成26年 3月	生命保険及び損害保険の募集業務を開始する。
平成26年 5月	東京商品取引所のアルミニウム市場及び中京石油市場の受託業務を廃止する。
平成28年12月	農林水産大臣および経済産業大臣より商品先物取引業の許可の更新許可を得る。
平成29年12月	投資に関する情報提供、紹介及び斡旋業務を開始する。
令和 1年11月	金融商品仲介業を廃止する。

② 事業の内容

(1) 経営組織

当社の経営組織は、次のとおりです。



(2) 事業の内容

(a) 商品先物取引業

イ. 国内商品市場取引に係る業務

当社は、商品先物取引法第190条第1項に基づき、農林水産大臣及び経済産業大臣から許可を得た商品先物取引業者であり、下記の商品市場の受託会員として、当該商品市場における取引の受託業務を行っております。

(許可番号：農林水産省指令「28食産第3988号」、経済産業省「20161108商第10号」)

尚、当社で取引できる商品は以下の通りです。

取引所名	当社における取扱商品	
㈱東京商品取引所	貴金属	金(標準品、ミニ)、ゴールドスポット(金限日)、金現物、銀、白金(標準品、ミニ)、プラチナスポット(白金限日)、パラジウム
	ゴム	ゴム(RSS・TSR)
	エネルギー	バージガソリン、バージガソリンスワップ、ローリーガソリンスワップ、バージ灯油、プラッツバージ灯油スワップ、プラッツローリー灯油スワップ、プラッツドバイ原油、バージ軽油、プラッツバージ軽油スワップ、プラッツローリー軽油スワップ、西エリアベースロード電力、東エリアベースロード電力、西エリア日中ロード電力、東エリア日中ロード電力
農産物・砂糖	小豆、一般大豆、とうもろこし、粗糖	
大阪堂島商品取引所	農産物	小豆、米国産大豆、NON-GMO大豆、とうもろこし、米穀(東京コメ、新潟コシ、秋田こまち)
	農産物・飼料指数	コーン75指数、コーヒー指数
	水産物	冷凍えび

- (注) 1. 大阪堂島商品取引所のNON-GMO大豆は、平成19年1月4日より取引を休止しております。
2. 大阪堂島商品取引所のコーヒー指数は、平成24年5月11日より取引を休止しております。
3. 東京商品取引所の粗糖は、平成27年1月30日より取引を休止しております。
4. 大阪堂島商品取引所のコーン75指数及び冷凍えびは、平成30年10月15日より取引を休止しております。
5. 東京商品取引所の石油市場は、令和1年9月17日より市場名をエネルギー市場へと改称しております。
6. 東京商品取引所の電力各商品は、令和1年9月17日より取引を開始しております。

ロ. 外国市場取引に係る業務

該当事項はありません

ハ. 店頭商品デリバティブ取引に係る業務

該当事項はありません

ニ. 国内商品市場における取引を行う業務

自己の計算において国内商品市場における取引を行う業務であります。自己売買業務は上記イに掲げた取引所において行っております。

(b) 兼業業務

・不動産賃貸業

不動産賃貸借及び管理業務に係る業務を行っております。

・生命保険及び損害保険募集業務

生命保険の募集に関する業務及び損害保険代理業を行っております。

・投資に関する情報提供、紹介及び斡旋業務

不動産投資に関する情報の提供、紹介及び斡旋を行っております。

③ 営業所の状況

店舗の名称	所在地	電話番号
本店	大阪市西区阿波座1丁目10番14号	06-6543-2118
東京支社	東京都中央区日本橋大伝馬町10番6号	03-3639-8270
名古屋支店	名古屋市中区栄3丁目25番43号	052-238-6200
福岡支店	福岡市博多区博多駅東2丁目8番27号	092-475-8171
沖縄サテライト	沖縄県浦添市牧港5丁目5番5号	098-871-1215

④ 財務の概況 (令和2年3月決算期)

(a) 資本金	1,550,000 千円
(b) 営業収益	1,670,453 千円
(c) 受取手数料	1,671,127 千円
(d) トレーディング損益	△ 673 千円
(e) 経常利益	68,386 千円
(f) 当期純利益	37,247 千円
(g) 純資産額規制比率	333.1 %

⑤ 発行済株式総数

発行済株式の総数 1,944,000 株 (令和2年3月31日現在)

(注) 当社の株式は非上場です。

⑥ 株主の氏名等

氏名又は名称	保有株式数	割合(%)
株式会社山三商会	1,728,772 株	88.9 %
桜井 愼子	155,228 株	7.9 %
桜井 一明	15,000 株	0.8 %
桜井 映子	15,000 株	0.8 %
桜井 恭子	15,000 株	0.8 %
桜井 優子	15,000 株	0.8 %
計	1,944,000 株	100.0 %

⑦ 役員状況

役名及び職名	氏名	代表権の有無	常勤・非常勤の別
代表取締役（相談役）	桜井 明	有	常勤
代表取締役（社長）	有馬 誠吾	有	常勤
専務取締役	桜井 治	無	常勤
常務取締役（営業本部長）	阿部 信一郎	無	常勤
常務取締役（内務統括本部長）	松岡 敏之	無	常勤
監査役	吹田 初	無	常勤
監査役	曾我 乙彦	無	非常勤
監査役	勝山 由美	無	非常勤
計	8名		

(注) 監査役 曾我乙彦・勝山由美は、会社法第 335 条第 3 項に定める社外監査役です。

⑧ 役員及び使用人の数

	役員		使用人	合計
		うち非常勤		
総数	8名	2名	112名	120名
(うち外務員数)	2名	0名	96名	98名

2. 営業の状況

① 営業の経過及び成果

期末にかけて必要取引証拠金額が増額となったことから預り証拠金は、2,213,868 千円（前期比 15.7%増）となりましたが、売買高については 929 千枚（前期比 13.5%減）と、減少となりました。主な市場別では、貴金属市場が 557 千枚（前期比 1.6%増、シェア 59.9%）、エネルギー市場が 233 千枚（前期比 22.3%減、シェア 25.2%）、ゴム市場が 37 千枚（前期比 68.1%減、シェア 4.1%）、農産物・砂糖市場が 100 千枚（前期比 8.3%減、シェア 10.8%）となり、受取手数料につきましては 1,671,127 千円（前期比 2.9%減）となりました。また、売買損益が 673 千円のマイナスとなり、その結果、営業利益は、53,912 千円（前期比 56.3%減）、経常利益は 68,386 千円、当期純利益は 37,247 千円となりました。

尚、令和元年度における受取手数料及び売買損益の内訳は、次のとおりであります。

(1) 受取手数料部門

(a) 国内商品市場取引

1,671,127 千円（売買高 929,366 枚）

(b) 外国商品市場取引

該当事項はありません。

(c) 店頭商品デリバティブ取引

該当事項はありません。

(2) トレーディング部門

(a) 国内商品市場取引

△673 千円（売買高 304 枚）

(b) 外国商品市場取引

該当事項はありません。

(c) 店頭商品デリバティブ取引

該当事項はありません。

(d) その他のデリバティブ取引

該当事項はありません。

② 取引開始基準

商品デリバティブ取引開始基準(対面取引)

株式会社コムテックス

弊社では、お客様との商品デリバティブ取引契約の締結に当たって、お客様の属性等に則した適正な商品デリバティブ取引を行っていただくために、取引開始基準を次のとおり定めています。

1. 商品デリバティブ取引契約の締結に先立ち、口座開設申込書その他の書類に次の必要事項を申告していただくうえで、お客様のお取引の適合性を審査致します。
 - (1) 氏名、生年月日、住所、家族構成及び電話番号。
 - (2) 職業、勤務先名、役職、勤務先所在地及び勤務先電話番号。
 - (3) 年収、収入の形態及び財産の状況。
 - (4) 投資可能資金額。
 - (5) 商品デリバティブ取引契約を締結する目的。
 - (6) 商品デリバティブ取引の経験の有無及びその程度。
 - (7) 商品デリバティブ取引以外の投資経験の有無及びその程度。
2. 次の各号に該当するお客様は、弊社でのお取引をお断りしております。
 - (1) 未成年及び精神の機能の障害のため職務を適正に遂行するにあたって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者。
 - (2) 生活保護法による保護を受けている世帯に属する者。
 - (3) 長期入院患者等であって随時連絡が取れない者。
 - (4) 日本語による意思疎通が出来ない者。ただし、国内及び海外の商社は除く。
 - (5) 過去に商品取引事故を惹起した者、恣意的に紛議を起こした者、その他商品市場の秩序を乱すおそれのある者。
 - (6) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者。
 - (7) 75歳以上の者。
 - (8) 農業、漁業等の協同組合、銀行、信用金庫、信用組合、郵政グループ(郵便局、ゆうちょ銀行、かんぽ生命等)、証券会社、保険会社、消費者金融、信販会社、クレジットカード会社、ファイナンス会社、リース会社に在籍し、金銭、有価証券の取扱いに直接又は間接的に係わる者。
 - (9) 国・その他公益機関、一般の団体法人、企業の経理、財務部門に在籍し、金銭、有価証券の取扱いに直接又は間接的に係わる者。
 - (10) 商品デリバティブ取引をするために借入れをしようとする者。
 - (11) 損失が生じるおそれのある取引又は取引証拠金の額を上回る損失が生じるおそれのある取引をしたくない者。
3. 次の各号に該当するお客様につきましては、弊社が定める審査基準に適合した場合のみ、お取引が可能となります。
 - (1) 恩給、年金、退職金、保険金等の収入が収入全体の過半を占めている者。
 - (2) 年間500万円以上の収入を有しない者。
 - (3) 投資可能資金額を超える取引証拠金等を必要とする取引をしようとする者。
 - (4) 71歳以上75歳未満の者。ただし、当社で取引継続中の者及び損失限定取引(受託契約準則で定める取引)はこの限りでない。
 - (5) 前項第8号に定める銀行等に在籍しているが、金銭、有価証券の取扱いに直接又は間接的に係わらない者。
4. 弊社における審査の結果により、お客様の口座開設を承諾しなかった場合、その審査及び理由について、いかなる場合においても開示しないものとします。

商品デリバティブ取引開始基準(電子取引)

株式会社コムテックス

弊社では、お客様との商品デリバティブ取引契約の締結に当たって、お客様の属性等に則した適正な商品デリバティブ取引を行っていただくために、取引開始基準を次のとおり定めています。

1. 商品デリバティブ取引契約の締結に先立ち、口座開設申込書その他の書類に次の必要事項を申告していただくうえで、お客様のお取引の適合性を審査致します。
 - (1) 氏名、生年月日、住所、家族構成及び電話番号。
 - (2) 職業、勤務先名、役職、勤務先所在地及び勤務先電話番号。
 - (3) 年収、収入の形態及び財産の状況。
 - (4) 投資可能資金額。
 - (5) 商品デリバティブ取引契約を締結する目的。
 - (6) 商品デリバティブ取引の経験の有無及びその程度。
 - (7) 商品デリバティブ取引以外の投資経験の有無及びその程度。
2. 次の各号に該当するお客様は、弊社でのお取引をお断りしております。
 - (1) 未成年及び精神の機能の障害のため職務を適正に遂行するにあたって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者。
 - (2) 生活保護法による保護を受けている世帯に属する者。
 - (3) 長期入院患者であって随時連絡が取れない者。
 - (4) 日本語による意思疎通ができない者。ただし、国内及び海外の商社は除く。
 - (5) 過去に商品取引事故を惹起した者、恣意的に紛議を起こした者、そのほか商品市場の秩序を乱すおそれのある者。
 - (6) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者。
 - (7) 商品デリバティブ取引をするために借入をしようとする者。
 - (8) 元本欠損又は元本を上回る損失が生じるおそれのある取引をしたくない者。
 - (9) 農業、漁業等の協同組合、銀行、信用金庫、信用組合、郵政グループ(郵便局、ゆうちょ銀行、かんぽ生命等)、証券会社、保険会社、消費者金融、信販会社、クレジットカード会社、ファイナンス会社、リース会社に在籍し、金銭、有価証券の取扱いに直接又は間接的に係わる者。
 - (10) 国・その他公益機関、一般の団体法人、企業の経理、財務部門に在籍し、金銭、有価証券の取扱いに直接又は間接的に係わる者。
3. 次の各号に該当するお客様につきましては、弊社が定める審査基準に適合した場合のみ、お取引が可能となります。
 - (1) 恩給、年金、退職金、保険金等の収入が全体の過半を占めている者。
 - (2) 年間300万円以上の収入を有しない者。
 - (3) 75歳以上の者。
 - (4) 申告された流動資産(預貯金及び金融資産)の70%を超える取引証拠金等を必要とする取引をしようとする者。
 - (5) 前項第9号に定める銀行等に在籍しているが、金銭、有価証券の取扱いに直接又は間接的に係わらない者。
4. 弊社における審査の結果により、お客様の口座開設を承諾しなかった場合、その審査及び理由について、いかなる場合においても開示しないものとします。

③ 顧客数

顧客数 879名 (令和2年3月31日現在)

3. 経理の状況

①貸借対照表

貸借対照表

(令和2年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	3,299,467	流 動 負 債	2,344,216
現金及び預金	670,553	未払法人税等	25,751
委託者未収金	10,580	預り証拠金	2,213,868
前払費用	1,280	未払金	167
保管有価証券	21,083	未払消費税	20,842
差入保証金	1,600,000	未払事業所税	1,048
委託者先物取引差金	679,130	未払費用	72,025
預託金	10,000	預り金	10,513
短期貸付金	272,000	固 定 負 債	42,838
未収入金	5,628	退職給付引当金	42,838
仮払金	504	特 別 法 上 の 準 備 金	52,122
未収収益	39,286	商品取引責任準備金	52,122
貸倒引当金	△ 10,580	負 債 合 計	2,439,176
固 定 資 産	950,800	(純 資 産 の 部)	
有形固定資産	9,934	株 主 資 本	1,811,091
建物付属設備	703	資 本 金	1,550,000
車両	1,267	資 本 剰 余 金	272,072
器具及び備品	7,962	資本準備金	272,072
無形固定資産	16,995	利 益 剰 余 金	△ 10,981
電話加入権	16,670	利益準備金	110,000
ソフトウェア	325	その他利益剰余金	△ 120,981
投資その他の資産	923,871	別途積立金	509,000
投資有価証券	10,250	繰越利益剰余金	△ 629,981
関係会社株式	160,000		
出資金	6,000		
長期未収債権	420		
長期差入保証金	511,413		
長期貸付金	22,351		
長期前払費用	1,088		
投資不動産	212,768		
貸倒引当金	△ 420		
資 産 合 計	4,250,268	純 資 産 合 計	1,811,091
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	4,250,268

②損益計算書

損 益 計 算 書(自 平成31年4月 1 日)
(至 令和2年3月 31 日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
営業収益		
受取手数料	1,671,127	
売買取損益	△ 673	1,670,453
営業費用		
販売費及び一般管理費	1,616,541	1,616,541
営業利益		53,912
営業外収益		
受取利息	9,260	
不動産賃貸収入	3,900	
受取システム賃貸料	12,102	
仲介報酬	9,585	
情報料	2,870	
雑収入	2,919	40,639
営業外費用		
金銭信託運用損失	25,919	
雑損失	245	26,165
経常利益		68,386
特別利益		
投資有価証券売却益	37,209	37,209
特別損失		
商品取引責任準備金繰入	10,909	
訴訟関連損失	24,256	35,166
税引前当期純利益		70,429
法人税、住民税及び事業税	33,181	33,181
当期純利益		37,247

③株主資本等変動計算書

株主資本等変動計算書

(自 平成31年4月 1 日)
(至 令和 2 年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金		利益剰余金	
		資 準 備 金	本 資 本 剰 余 金 合 計	利 益 剰 余 金 合 計	其 他 利 益 剰 余 金
当期首残高	1,550,000	272,072	272,072	110,000	509,000
当期変動額					
当期純利益					
当期変動額合計	-	-	-	-	-
当期末残高	1,550,000	272,072	272,072	110,000	509,000

	株 主 資 本			
	利益剰余金		株 主 資 本 合 計	純 資 産 合 計
	其 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
当期首残高	△ 667,228	△ 48,228	1,773,843	1,773,843
当期変動額				
当期純利益	37,247	37,247	37,247	37,247
当期変動額合計	37,247	37,247	37,247	37,247
当期末残高	△ 629,981	△ 10,981	1,811,091	1,811,091

④個別注記表

個 別 注 記 表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

① その他有価証券

時価のあるもの

・・・ 決算末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの

・・・ 移動平均法による原価法によっております。

② 保管有価証券

・・・ 商品先物取引法施行規則第 39 条の規定に基づく充用価格によっております。

(2) デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法によっております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

・・・ 定率法によっております。ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しております。

② 無形固定資産

・・・ 定額法によっております。なお、ソフトウェア（自社利用）については社内における利用可能期間（5 年）に基づく定額法を採用しております。

③ 長期前払費用

・・・ 定額法によっております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

・・・ 債権の貸倒れによる損失に備えるため、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 退職給付引当金

・・・ 従業員の退職給付に備えるため、自己都合期末要支給額方式による額を計上しております。

ただし、年度末において確定給付年金制度については、年金資産の見込額が退職給付債務の見込額を上回るため、長期差入保証金を計上しております。

なお、上記制度とは別に退職功労金について見込み額を計上しております。

③ 商品取引責任準備金

・・・ 商品先物取引事故による損失に備えるため、商品先物取引法第 221 条の規定に基づき、同施行規則第 111 条に定める額を計上しております。

(5) 収益の計上基準

① 受取手数料

・・・ 委託者の売付けまたは買付けに係る取引が成立したときに計上しております。

② 売買損益

・・・ 反対売買により取引を決済したときに計上しております。また、未決済建玉については時価による評価損益を計上しております。

(6) リース取引の会計処理

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(7) その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

3. 会計方針の変更

該当事項はありません。

4. 貸借対照表等に関する注記

(1) 関係会社に対する債権及び債務

短期債権 272,000 千円

長期債権 22,000 千円

短期債務 21,392 千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

105,633 千円

(3) 外貨建資産は、次のとおりであります。

該当事項はありません。

(4) 担保に供している資産の内訳及び対応する債務の内訳は次のとおりであります。

担保資産

① 担保資産の内訳

預託金 10,000 千円

対応する債務の内訳

商品先物取引法施行規則第98条第1項第4号の規定に基づく委託者保護基金代位弁済限度額
50,000 千円

市場デリバティブ取引制度の所要委託保証金額

該当事項はありません。

② 預託資産の内訳

取引証拠金の代用として、次の資産を(株)日本商品取引清算機構へ預託しております。

保管有価証券 21,083 千円

(5) 分離保管資産

商品先物取引法施行規則第98条の規定に基づく、委託者資産保全措置額は50,000千円であり、商品先物取引法第210条の規定に基づき、日本商品委託者保護基金に分離保管しなければならない保全対象財産は、発生しておりません。

(6) 商品取引責任準備金は、商品先物取引事故による損失に備えるため、商品先物取引法第221条の規定に基づき同法施行規則に定める額を計上しております。

(7) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業収益 55,336 千円
営業費用 116,381 千円
営業外収益 25,250 千円

(2) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	1,944,000	-	-	1,944,000
合計	1,944,000	-	-	1,944,000

(2) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(3) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の内訳

未払事業税 3,709 千円
貸倒引当金 3,368 千円
退職給付引当金 13,116 千円
商品取引責任準備金 15,959 千円
繰越欠損金 309,451 千円
小計 345,605 千円
評価性引当額 △345,605 千円
繰延税金資産合計 — 千円
繰延税金負債合計 — 千円
繰延税金資産の純額 — 千円

8. リースによる使用固定資産に関する注記

該当事項はありません。

9. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については、自己資金の活用が基本ですが、経営計画を踏まえ必要に応じて経営状況と経済金融環境を勘案して行う方針です。

委託者に係る委託者未収金・差入保証金・委託者先物取引差金・保管有価証券・預り証拠金については、相場変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の社内管理規則に沿って委託者ごとに日々把握する体制としております。

投資有価証券はすべて非上場株式で、時価を把握することが困難であります、発行体の財政状況等を定期的に把握する体制としております。

長期差入保証金のうち、日本商品清算機構・商品取引所への商品先物取引法に基づく預託金です。預託先ごとに残高を管理するとともに、預託先の経営の確認を行い、財政状態等の悪化による懸念の早期把握と軽減を図っております。

また、デリバティブ取引（自己売買）は、当社の事業目的として、内部管理規程に基づき、リスク管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

令和2年3月31日における貸借対照表上額、時価及びこれらの差額については、(注1)に表記しております。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、(注2)に表記しております。

また、デリバティブ取引については、(注3)に表記しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(単位：千円)

	貸借対照表上額	時 価 (※)	差 額
(1) 現金及び預金	670,553	670,553	-
(2) 委託者未収金	10,580	10,580	-
(3) 差入保証金	1,600,000	1,600,000	-
(4) 委託者先物取引差金	679,130	679,130	-
(5) 保管有価証券	21,083	21,083	-
(6) 預り証拠金	(2,213,868)	(2,213,868)	-

(※) 負債に計上されているものについては（ ）で示しております。

(1) 現金及び預金、(2) 委託者未収金、(3) 差入保証金、(4) 委託者先物取引差金、(6) 預り証拠金、これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 保管有価証券

時価については、充用価格によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区 分	貸借対照表
投資有価証券 非上場株式等 ※1	170,250
清算預託金・信託金・敷金及び保証金 ※2	511,413

※1 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価評価しておりません。なお、非上場株式には、関係会社株式 160,000 千円が含まれております。

※2 日本商品清算機構預託の清算預託金 342,748 千円、取引所預託の信託金 6,700 千円については、実質的な預託期間を算定することが困難であります。また、賃貸物件において預託している敷金及び保証金 161,964 千円市場価格がなく、かつ、入居から退去までの実質的な預託期間を算定することが困難であることから、合理的なキャッシュ・フローを見積もることが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(注3) デリバティブ取引

該当事項はありません。

10. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸不動産の状況に関する注記

当社では、大阪府において、賃貸等不動産（土地を含む。）を有しております。

令和2年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は 3,900 千円（不動産賃貸収入に計上）であります。

(2) 賃貸不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

貸借対照表計上額	時 価
120,443	133,917

(注) ① 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

② 事業年度末における時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

11. 関連当事者との取引に関する注記

関連当事者との取引は下記のとおりです。

(単位：千円)

会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注6)	科 目	期末残高 (注6)
株式会社 山三商会	被所有 直接88.9%	親会社	短期貸付金(注1・5) 貸付金利息(注1) 不動産賃貸収入(注7)	73,071 7,775 3,900	短期貸付金 受取利息 預り金 不動産賃貸収入	272,000 7,775 1,950 3,900
トレードシステムズ 株式会社	所有 直接100%	子会社	電算機器運用委託料及び機器購入(注2)	116,381	電算機器	116,381
SA アセット 株式会社	所有 直接100%	子会社	商品先物取引受託先・受取手数料(注3) システム使用料(注4)	55,336 12,102	預り証拠金等 受取手数料 受取AFM賃貸料	19,442 55,336 12,102
株式会社 イーエフ・エス	所有 直接50%	子会社	貸付金(注1) 貸付金利息(注1)	1,472	長期貸付金 受取利息	22,000 1,472

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 取締役会決議に基づき貸付を行ったものです。

(注2) 電算機器運用委託料及び機器の購入については、提示された見積りを他社より入手した見積りと比較のうえ、交渉により決定しております。

(注3) 当社とSAアセット㈱との受託業務に関し、取引所の定める受託契約準則の規程に従って約諾書及び受託業務に関する合意書を締結しております。

(注4) 当社とSAアセット㈱との回線及び売買端末ソフト使用並びにその保守等について、システム使用契約を締結しております。

(注5) 取引金額には、期中の平均貸付高を記載しています。

(注6) 取引金額及び期末残高には、消費税等を含めておりません。

(注7) 当社と山三商会と不動産賃貸借契約を締結しております。

12. 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産 931 円 63 銭

1 株当たり当期純利益 19 円 16 銭

13. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

⑤ 監査に関する事項

このディスクロージャー資料のうち、貸借対照表、損益計算書、株主資本変動計算書、個別注記表については、会社法に基づき会計監査人の監査を受けております。